

# 活かしてナンボの会計

## 遺言の遺し方

### ■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : [soumu@sdncpa.or.jp](mailto:soumu@sdncpa.or.jp))



### 1. 遺言とは

遺言とは、日常用語としては「ゆいごん」と読まれ、形式や内容にかかわらず広く個人が自らの死後のため遺した言葉や文章である。民法に定める遺言は「いごん」と読まれ、被相続人の最終意思を確保するために、遺言によって生前だけでなく死後においても被相続人の意思を反映した自由な財産処分を可能とする制度である。被相続人の意思である遺言を尊重するため、相続規定には任意規定が多数あり、遺言がない場合には、民法の規定に従ったいわゆる法定相続によらざるを得なくなる。法的に有効な遺言があれば、遺産の全体または個々の遺産を誰が引き継ぐかについて自らの意思を反映することができ、法定相続人以外の者には、遺贈の方法により、遺産を遺すことも可能である。

### 2. 遺言の民法上の方式

遺言の方式については、他者による変造等を防止するため民法において厳格に法定されており、その方式に違反する遺言は無効となる。遺言には、「秘密証書遺言」も法定されているが、他の方法より手間がかかり、その記載に不備があると無効になるなどのデメリットがあるため、あまり利用されていない。主に利用されている「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」のそれぞれの特徴は次のとおりである。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	・遺言者が、日付、氏名、財産の分割内容等全文を自書し、押印して作成。	・遺言者が、原則として、証人2人以上とともに公証人役場に出かけ、公証人に遺言内容を口述し、公証人が筆記して作成。
メリット	・手軽に作成できる。 ・費用がかからない。	・遺言の形式不備等により無効になるおそれがない。 ・原本は、公証人役場にて保管されるため、紛失・隠匿・偽造のおそれがない。 ・家庭裁判所による検認手続が不要である。
デメリット	・文意不明、形式不備等により無効となるおそれがある。 ・遺言の紛失・隠匿・偽造のおそれがある。 ・家庭裁判所の検認手続が必要である。	・作成までに手間がかかる。 ・費用(注)がかかる。 (注)費用の目安として、1億円の遺産を3人の相続人に均等に与える場合は、約10万円の手数料が必要となる。

(「中小企業庁：事業承継ガイドライン 20問 20答」より転載)

公正証書遺言は、作成にあたって公証人役場に出向く等の手間がかかり、公証人への手数料等の費用も発生するが、相続発生後は、裁判所の検認も不要で、公証人が作成しているため後日無効になることはほとんどなく確実性が高いものである。したがって、複雑な事案については、自筆証書遺言ではなく公正証書遺言を利用した方が安心感が高いものと言える。

なお、本コラムで紹介した約40年ぶりの相続を見直す民法改正法案が、第196回通常国会が本年7月22日まで会期延長されたので、今国会で成立する見通しとなった。本改正案が成立すれば、自筆証書遺言を法務局が保管する制度が創設され、その場合には自筆証書遺言のデメリットである裁判所の検認が不要となるので、遺言内容に法的な問題がなければ自筆証書遺言の利用も促進されるものと思われる。ただし、この制度は、法律の公布から2年以内に施行される予定なので、それまでは従来の方式によらざるを得ない。